

社団法人 日本小児科学会定款

昭和 4 年 3 月 16 日 文部大臣認可  
昭和 31 年 5 月 26 日 一部変更認可  
昭和 47 年 3 月 24 日 全部変更認可  
昭和 49 年 7 月 9 日 一部変更認可  
昭和 50 年 6 月 19 日 一部変更認可  
昭和 51 年 7 月 5 日 一部変更認可  
昭和 55 年 6 月 10 日 一部変更認可  
昭和 62 年 5 月 22 日 一部変更認可  
平成 7 年 5 月 19 日 一部変更認可  
平成 11 年 12 月 8 日 一部変更認可  
平成 20 年 7 月 15 日 一部変更認可

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本小児科学会 (Japan Pediatric Society) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都文京区後楽 1 丁目 1 番 5 号におく。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、小児科学に関する学術の進歩ならびに知識の普及をはかり、小児の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、その他講演会の開催
- (2) 雑誌及び図書の刊行
- (3) 内外の関連団体、機関などとの連携
- (4) 小児の保健および医療の発展向上に関する研究、調査および知識の普及
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める者
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める団体

(入会)

第 6 条 正会員になろうとする者は、氏名、現住所、職業および勤務先を明記し、当該年度の会費を添えて申し込み、別に定める規定により理事会の承認を受けなければならない。

2 団体会員になろうとする者は、団体名、事務所および代表者氏名を明記し、前項の手続きを経なければならない。

3 資格取得は会費納入日より始まる。

4 会員は、第 1 項および第 2 項の記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届け出なければならない。

(会員の権利)

第 7 条 会員には次の権利がある。

- (1) この法人の刊行する機関誌および図書の優先的配付を受けること。
- (2) 学術集会、その他この法人の行う事業に参加すること。
- (3) その他本定款および細則に定める事項

(会員の義務)

第 8 条 会員には次の義務がある。

- (1) 会費を納入すること
- (2) 総会の議決を尊重すること

(資格喪失)

第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 会費の滞納が当該年度終了後 3 カ月を経過したとき。
- (3) 禁治産、準禁治産または破産の宣告
- (4) 死亡または失踪宣告、団体会員の団体の解散

(5) 11条により除名されたとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、会長あて退会届を提出しなければならない。

(処分)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを戒告または除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、または法人の目的に違反する行為があったとき

(2) 第8条第2号に規定する義務を怠ったとき

(納入会費)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(名誉会員)

第13条 この法人のために功績顕著で、総会の議決をもって推薦された者に、名誉会員の称号を贈る。

2 名誉会員には第7条、第8条第2号、および第9条を準用する。

3 正会員である名誉会員には、会費を免除することができる。

#### 第4章 役員・代議員および職員

(役員)

第14条 この法人に、次のとおり役員をおく。

(1) 理事15名以上20名以内（うち会長1名、副会長2名以内）

(2) 監事 2名

(役員を選出)

第15条 理事は、代議員のうちから別に定める規定により、正会員数に応じ各地区毎に代議員によって選挙し、総会で選任する。理事は互選で会長、副会長を定める。

2 監事は、代議員の中から全代議員によって選挙し、総会で選任する。ただし、理事は監事を兼ねることができない。

(会長・副会長の職務)

第16条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 会長および副会長に事故あるとき、または欠けたときは、最年長の理事が職務を代行する。

4 会長または副会長が欠けたときは、すみやかに選出しなければならない。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会または文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会、または総会を招集すること

(代議員)

第19条 この法人に、代議員550名以上600名以内をおく。

2 代議員は、別に定める規定により、正会員数に応じ都道府県毎に正会員によって選挙する。

3 代議員をもって民法上の社員とする。

(代議員の職務)

第20条 代議員は、総会構成員としてこの定款に定める事項を行う。

(役員・代議員の任期)

第21条 役員および代議員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 会長、副会長の任期については、連続2期を超えることはできない。

3 補欠による役員および代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員および代議員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員および代議員の処分)

第22条 役員および代議員は、この法人の役員および代議員たるにふさわしくない行為があった場合、総会の議決を経て会長がこれを戒告または解任することができる。

**(役員および代議員の報酬)**

第23条 この法人の役員、代議員は無給とする。

**(幹事)**

第24条 この法人に、幹事若干名をおくことができる。

- 2 幹事は、理事会の議を経て会長が委嘱し、編集、渉外、その他この本法人の必要な事務を処理する。

**(職員)**

第25条 この法人の事務を処理するため、職員をおく。

- 2 職員は、理事会の議を経て会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

**第5章 会 議**

**(理事会の招集)**

第26条 理事会は、毎年3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内にこれを招集するものとする。

2 理事会の議長は、会長とする。

**(理事会の成立)**

第27条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の3分の2以上出席した会議において出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

**(総会)**

第28条 総会は、この法人の最高議決機関であって、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会の議長および副議長は、代議員の互選できる。
- 3 会員は、総会に出席し、発言することができる。

**(通常総会)**

第29条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3カ月以内に会長が招集する。

**(臨時総会)**

第30条 臨時総会は、理事会または監事が必要と認めたとき、会長が招集する。

- 2 会長は、代議員現在数の2分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

**(総会の通知)**

第31条 総会の招集は、少なくとも開会の10日以前に、日時、場所およびその会議に付議すべき事項を記載した書面をもって通知する。

**(総会の議決事項)**

第32条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 財産目録
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

**(総会の成立)**

第33条 総会は、代議員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者および他の代議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

**(総会の議決)**

第34条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(議決事項通知)**

第35条 総会の議事の要領および議決した事項は、それぞれ会員および代議員に通知する。

**(議事録)**

第36条 総会および理事会の議事録は、それぞれ議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえこれを保存する。

**(会議の公開)**

第37条 会議はすべて、原則として会員に公開する。

**第6章 学術集会**

**(学術集会)**

第38条 この法人は、毎年1回以上学術集会を開催する。

**(会頭)**

第39条 この法人に、学術集会を主宰するため会頭をおく。

- 2 会頭は、学術集会毎に総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 会頭は、必要に応じ理事会に出席し、これと密接な連絡のもとに学術集会を企画し運営する。
- 4 会頭に事故あるときまたは欠けたときは、会長がその職務を代行する。

**第7章 資産および会計**

**(資産)**

第40条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

**(基本財産と運用財産)**

第41条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし、寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

**(基本財産の保管)**

第42条 この法人の基本財産のうち、現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または確実な信託銀行に信託し、もしくは定期預金として会長が保管する。

**(基本財産の保全)**

第43条 基本財産は、消費または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分することができる。

**(運営経費)**

第44条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実など運用財産をもって支弁する。

**(事業計画および収支予算の届け出)**

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により同項に規定する総会を開くことができないときは、それらの議決を省略することができる。この場合において、翌会計年度開始後最初に開かれる総会において、これらにかかわる承認を得なければならない。

**(収支決算報告)**

第46条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後3カ月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録、その年度における事業の状況、処務の概要、財産増減の理由および会員の異動状況の報告書とともに、監事の意見をつけて理事会および総会の承認を受け、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

**(義務負担、権利放棄)**

第47条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

- 2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

(会計年度)

第48条 この法人の会計年度は、毎年3月1日に始まり2月末日に終わる。

第8章 定款の変更ならびに解散

(定款変更)

第49条 この定款は、理事会および総会において、おのおの3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第50条 この法人の解散は、理事会および総会において、おのおの4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処理)

第51条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、おのおの4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

(委員会)

第52条 この法人の業務執行に関し理事会を補佐するため、各種委員会をおくことができる。

2 委員会の設置規定は、別に定める。

(地方会)

第53条 各地方の会員は、会則を定め地方会を設立することができる。これに関する細則は別に定める。

(細則)

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。

附則(昭和46年11月27日)

この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附則(昭和49年6月1日)

この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和49年度から適用される。

附則(昭和50年5月17日)

この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和50年度から適用される。

附則(昭和51年5月15日)

この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和51年度から適用される。

附則(昭和55年5月10日)

この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和55年度から適用される。

附則(昭和62年4月3日)

この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成7年3月25日)

1 この定款は、文部大臣に認可のあった日から施行する。

2 第48条及び第50条の規定にかかわらず、平成7年1月1日から平成8年2月末日までの期間にあっては、平成7年1月1日から平成7年12月末日まで、及び平成8年1月1日から平成8年2月末日までの期間について、それぞれ収支予算及び収支決算を作成する。

この場合において、それぞれの収支報告書については、改正後の第48条の規定による期限にかかわらず、平成8年5月末日までに行うものとする。

附則(平成11年4月23日)

1 この定款は、文部大臣の認可の後、平成12年度の通常総会が終了した日の翌日から施行する。

2 ただし、改正後の定款に基づく役員および代議員の選挙は、改正後の第15条および第19条の規定に基づき平成11年度中に行う。この場合の役員および代議員の任期は、改正後の第21条による。

3 第33条の規定にかかわらず、平成12年度通常総会は、改正前の第33条の規定を適用する。

附則(平成20年7月15日)

この定款は、文部科学大臣の認可があった日から施行する。

## 日本小児科学会定款施行細則

一部変更	昭 48. 5. 26
昭 51. 5. 15	昭 52. 6. 22
昭 54. 4. 5	昭 56. 5. 16
昭 57. 5. 15	昭 61. 5. 17
平 2. 5. 12	平 7. 3. 25
平 9. 4. 18	平 10. 5. 16
平 11. 4. 23	平 14. 4. 18
平 17. 4. 23	平 20. 4. 26
平 23. 8. 13	

### 第1章 機関誌

第1条 本学会の発行する機関誌は次の2種とする。

- (1) 「日本小児科学会雑誌」 月刊
- (2) 「Pediatrics International」 年6回

第2条 定款第7条に定める会員が配布を受ける機関誌は、「日本小児科学会雑誌」とする。

第3条 「Pediatrics International」は別に定める購読料を納める者に配布する。

第4条 会員は機関誌に投稿することができる。これに関する規程は別に定める。

### 第2章 入会申込者に対する理事会の承認基準

第5条 定款第6条による入会申込者に対する理事会の承認は原則として次の基準によるものとする。

- (1) 正会員
  - ① 医師は原則として入会を承認する。
  - ② 医師以外のものについては、小児科学に関連のある科学の研究者または小児の診療あるいは保健の業務に従事するもので、代議員2名以上の推薦のあるもの。
- (2) 団体会員は原則として小児科学の研究、小児の診療または保健に関係のある団体に限る。

### 第3章 会費

第6条 会費年額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 団体会員 10,000円

### 第4章 名誉会員推薦基準

第7条 定款第13条の名誉会員推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 30年以上の会員であって、70歳に達し、功績顕著な者。
- (2) その他、理事会で功績顕著であると認められた者。ただし正会員以外については称号に留める。

### 第5章 理事・監事および代議員選挙施行規定

第8条 理事および代議員の選挙は選挙管理委員会がその事務を管理する。

選挙管理委員会は理事会により委嘱された委員10～20名をもって構成し、互選により委員長を選出する。

第9条 選挙人は代議員選挙の行われる年の10月1日現在の正会員とする。

第10条 理事または代議員の候補者となり得る者は、代議員選挙の行われる年の10月1日現在の正会員とする。ただし、理事選挙の候補者となるためには、それに先立って行われた代議員選挙において、代議員に選出されていることを要する。選挙管理委員は理事および代議員の候補者となることができない。

2 理事の候補者となり得る者は、就任年度の4月1日現在、満65歳未満であることを要する。

第11条 選挙権および被選挙権は、前条の期日における主たる勤務地（開業している者は、その業務地）勤務していない会員にあっては、現住所において行使されるものとする。

第12条 代議員の選挙は、通常2年毎、12月に行い、理事の選挙は代議員が確定後、速やかに行うものとする。ただし補欠選挙の場合、その他の理事会が必要と認めるときは、この限りではない。

第13条 選挙管理委員会は選挙に関する公示を投票締切りの日（以下、投票日という。）の30日前までに行う。

第14条 代議員選挙の候補者になろうとするものは、公示のあった日から定められた期日までの間に、その旨を文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

第15条 理事選挙の候補者になろうとするものは、公示のあった日から定められた期日までの間に、その旨を文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

第16条 投票は所定の用紙を用い、全国一斉に郵送によって行う。送り先は日本小児科学会選挙管理委員

会とする。

第 17 条 投票は不完全制限連記・無記名とする。ただし、代議員選挙においては、定数 4 名以下の場合は単記、10 名以下 2 名、20 名以下 3 名、30 名以下 4 名、40 名以下 5 名、41 名以上 6 名の不完全制限連記とする。理事選挙においては定員 5

名以下の場合は単記、6 名以上の場合は 2 名の不完全制限連記とする。

第 18 条 選挙管理委員会は候補者一覧表を作成し、投票日の 14 日前までに選挙人に公示しなければならない。

第 19 条 当選は得票数の順位により上位のものからとする。得票数が同じであるときは選挙管理委員長が抽籤でこれを定める。

第 20 条 投票日より次期通常総会の間代議員当選者が辞退、死亡または、他都道府県へ移動したときは、得票数の次位の者を順次繰上げ当選とすることができる。上記総会后に代議員が他都道府県へ移動したときは失格とする。

2. 都道府県代議員に 50%以上の欠員が生じたときは、すみやかに補欠選挙を行う。

第 21 条 理事が都道府県に移動したときは失格とする。

2. 理事に欠員が生じたときは、すみやかに補欠選挙を行う。

第 22 条 理事および代議員の選出に当たって、定款、定款施行細則および本規程に特別の定めのない事項は、選挙管理委員会の権限に属するものとする。

第 23 条 監事の選挙は本規程を準用し、選挙管理委員会がこれを実施する。

## 第 6 章 理事および代議員の地区別または都道府県別定数

第 24 条 定款第 14 条の理事の地区別定数は、比例代表制によることとし、その比例人員は、理事の総定数 15 名乃至 20 名の範囲内において理事会でこれを決定し、次回の総会に報告するものとする。

第 25 条 上記の地区とは次の 7 地区とする。

北海道・東北（新潟県を含む）・関東（静岡県・山梨県を含む）・中部（三重県を含む）・近畿・中国および四国・九州（沖縄を含む）。

第 26 条 定款第 19 条の代議員の都道府県別定数は比例代表制によることとし、その比例人員は代議員総定数 550 名乃至 600 名の範囲内において理事会でこれを決定し、次回の総会に報告するものとする。

## 第 7 章 役員・代議員の交替時期

第 27 条 役員・代議員の交替時期は定款第 21 条による任期満了の年の通常総会終了後とする。ただし、任期満了後 3 カ月以上通常総会が遅延するおそれのある場合は、理事会の議を経て、任期満了とともに交替する。

## 第 8 章 委員会設置規程

第 28 条 定款第 52 条の各種委員会は、理事会において必要と認めるとき設置することができる。

第 29 条 委員会の目的、機能、委員の定数及び構成ならびに選出方法等は理事会の承認を得なければならない。

2 前項の決定に基づく委員会内規は、当該委員会において作成し、理事会の承認を得なければならない。内規の変更も同様とする。

3 委員会の委員は、委員就任時において原則として満 65 歳を越えないものとする。

第 30 条 委員会の委員長は委員の互選で定める。

第 31 条 委員会に要する経費については、予算の範囲内で理事会の議を経てこの法人において負担する。

第 32 条 委員会は、その設置目的が完了したとき、理事会の議を経て解散する。

第 33 条 委員会の設置、活動状況、解散等は日本小児科学会雑誌に掲載する。

第 34 条 総会の議決によって設置される特別委員会については、本章の規程を準用する。この場合において、第 28 条、第 29 条、第 32 条に理事会とあるのを総会と読み替える。

## 第 9 章 分科会設置規程

第 35 条 小児科学の特定分野における専門的研究を行うため各種の研究会を設置することができる。これらを総称して日本小児科学会分科会という。

第 36 条 分科会として承認を受けようとする研究会は、会則を定め理事会に申請し承認を得なければならない。申請を受けた理事会は、別に定める公認内規により審査する。

#### 第 10 章 地区代議員会設置規程

第 37 条 定款第 19 条第 2 項により選出された代議員は、それぞれ地区毎に地区代議員会を設置する。設置した地区代議員会は、その旨理事会に文書を以て届け出るものとする。

第 38 条 地区代議員会は、学会の運営等について助言を行い、あるいは理事会の諮問に応ずるものとする。

#### 第 11 章 地方会及び地区小児科学会設置規程

第 39 条 定款第 3 条の目的を各地方会で遂行するため、単数ないし複数の都道府県を単位とする日本小児科学会地方会及び第 25 条に規程する各地区あるいはその連合による地区小児科学会を設置することができる。

第 40 条 地方会または地区小児科学会として承認を受けようとするときは、会則を定め、理事会に申請して承認を得なければならない。申請を受けた理事会は、別に定める公認内規により審査する。

#### 第 12 章 専門医

第 41 条 本学会は、定款第 4 条の目的を達成するために、小児科専門医を認定する。その実施は、小児科専門医制度に関する規則及び同施行細則による。

#### 第 13 章 表彰規程

第 42 条 小児医学・医療や小児保健などに顕著な業績のあった者を次のとおり表彰する。

(1) 日本小児科学会賞

小児医学・医療の分野において顕著な業績または先駆となるべき業績をあげた者に日本小児科学会賞を与え表彰する。

(2) 日本小児科学会小児保健賞

地域医療の立場から、小児保健の研究と福祉の向上発展に努力し、顕著な功績をあげた者に日本小児科学会小児保健賞を与え表彰する。

#### 第 14 章 議事録等の閲覧

第 43 条 会員は正当な手続きを経て議事録・会計記録を閲覧することができる。

附 則

1. この細則は昭和 47 年 3 月 24 日から実施する。
2. この細則の変更は、理事会・評議員会および総会の議決による。

附 則

この細則は、昭和 48 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 51 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 52 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 54 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 56 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 57 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 61 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年3月25日から施行する。

ただし、第6条は定款の一部変更について文部大臣の認可のあった日から適用する。

附 則

この細則は、平成9年4月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年5月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年8月13日から施行する。